

經濟論叢

第127卷 第2・3号

大正期ソーダ業界と日本曹達の成立……………	下 谷 政 弘	1
マルセルブと出版統制(3)……………	木 崎 喜 代 治	32
企業組織における雇用……………	成 生 達 彦	50
マックス・ウェーバーにおける 理解社会学の形成……………	奥 田 隆 男	68
現代世界経済における 社会主義的国際分業(上)……………	田 中 宏	86
産業革命期フランスにおける 労働者の貧困問題……………	清 水 克 洋	111

昭和56年2・3月

京都大學經濟學會

マックス・ウェーバーにおける 理解社会学の形成

——論文「R・シュタムラーにおける唯物史観の〈克服〉」の検討——

奥 田 隆 男

I は じ め に

マックス・ウェーバーは、1913年の論文「理解社会学のカテゴリー」の冒頭で、自然現象と区別される人間の行動の特質を、その理解 Verstehen が可能であるという点に求め、その上で、理解社会学の認識対象としての行為 Handeln を「主観的に思念された意味」に規定された行動であると定義している¹⁾。本稿は、意味論と行為論のこうした結合としての理解社会学を通して社会認識を行なおうとするウェーバーの方法意識の形成過程を、1907年に発表された論文「R・シュタムラーにおける唯物史観の〈克服〉」²⁾（以下シュタムラー論文と記す）に即して検討しようとするものである。この論文は、論者によって、またウェーバー自身によってもその重要性が指摘されているにもかかわらず、

- 1) Max Weber, Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie, 1913, in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 4 Aufl. 1973 (以下 WL と略記) S. 427 f., 429. 林道義訳「理解社会学のカテゴリー」岩波文庫, 13, 16 ページ。(引用文中の傍点は原文がゲシュペルトであることを示す。以下の引用文についても特に断わらない限り同じ。なお訳文は適宜変更させていただいた。) 周知のように、ウェーバーはこの「主観的に思念された意味」を「客観的に妥当する意味」から峻別している。WL S. 427 林訳11ページ。この点については後に触れる。
- 2) Max Weber, R. Stammers' »Überwindung« der materialistischen Geschichtsauffassung, 1907, in: WL S. 291-359. 松井秀親訳「R・シュタムラーにおける唯物史観の『克服』」「世界の大思想 II-7 ウェーバー 宗教・社会論集」1968, 所収(以下松井訳とのみ記す場合はすべて当訳を示す), およびその遺稿 ders., Nachtrag zu dem Aufsatz über R. Stammers' »Überwindung« der materialistischen Geschichtsauffassung, in: WL S. 360-380. なおオウクスによる英訳は遺稿の訳をも収める。Max Weber, *Critique of Stammer*, tr. by Guy Oakes, Free Press, New York, 1977.

この観点からとり上げられることは案外少ないように思われる³⁾。本稿ではこの課題を、ウェーバーが批判の対象としたルドルフ・シュタムラーの著書「経済と法」第2版⁴⁾をもウェーバーの論点に触れる限りで参照しつつ果そうと思う。

ただし、理解社会学の方法意識がシュタムラー論文で突然現われたものでないことはもちろんのことである。その前々年(1905)および前年(1906)に発表された「ロッシャーとクニース」第2部・第3部「クニースと非合理性の問題」⁵⁾においてすでに理解概念が詳しく検討されているし、行為論的視角も意

- 3) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 Aufl. 1972, S. 1. 清水幾太郎訳「社会学の根本概念」岩波文庫、8ページ；阿閉吉男・内藤莞爾訳「社会学の基礎概念」角川文庫、6ページ。住谷彦彦、マックス・ウェーバー、川島武宜編「法社会学講座」第1巻、1972、154ページ註22)。筆者の知る限りでシュタムラー論文を意味論の観点から論じている文献としては次のものがあげられる。Alexander von Scheltung, *Max Webers Wissenschaftslehre*, 1934, S. 400 ff.; Raymond Aron, *La philosophie critique de l'histoire*, 2^e éd., 1950, p. 246-248.; Peter Winch, *The idea of a social science*, 1958, p. 49-51, p. 116-120. 森川真規雄訳「社会科学の理念」1977、61-63ページ、143-148ページ。Guy Oakes, Introductory essay, in: Max Weber, *Critique of Stammerer*, tr. by Guy Oakes, p. 1-56.
- 4) Rudolf Stammer, *Wirtschaft und Recht nach der materialistischen Geschichtsauffassung*, 2 Aufl., 1906. (以下 WR と略記。なお本書の初版は1896年刊である。) 第5版(1924)の緒論および第1編の邦訳として、遠峰栄市訳「唯物史観にしたがう経済と法」第一分冊、1968。本稿はシュタムラーのこの著書自体を論じようとするものではないが、参考までに、ウェーバーと同じく社会科学の方法論の観点からシュタムラーを論じた文献として以下のものをあげておく。Georg Simmel, *Zur Methodik der Sozialwissenschaft*, in: *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft*, Bd. 20, 1896; ベネデット・クローチェ、佐藤三夫訳、シュタムラー教授の本、「流通経済論集」第13巻第1号、1978。(底本、Benedetto Croce, *Il libro del Prof. Stammer*, 1898, in: Croce, *Materialismo Storico ed Economia Marxistica*, 1961) ジンメルは論説もクローチェのそれも共に「経済と法」初版の書評である。なおジンメルの書評を紹介したものとして、林恵海、ジンメルに於ける社会・形式概念の一考察——特にシュタムラーの形式概念を考慮し乍ら——、「社会学雑誌」第4巻第7号(通巻第37号)1927、がある。さらに、米田庄太郎、批評的法理学と社会学、「京都法学雑誌」第8巻第2号——第9巻第5号、1913—1914、その内第8巻第11号(連載第7回)より第9巻第5号(連載第9回完結)まででシュタムラーが論じられている。最近の文献として、Thomas E. Willey, *Back to Kant*, Wayne University Press, Detroit, 1978。これは簡単にではあるが、第一次大戦中のシュタムラーの政治的言動を伝えている点で有益である。以上あげた以外のシュタムラーに関する文献については次の二つの文献を参照されたい。加藤新平、新カント学派、尾高朝雄・峯村光郎・加藤新平編「法哲学講座」第5巻(上)、1960; 原秀男、新カント学派、野田良之・碧海純一編「近代日本法思想史」1979。
- 5) Max Weber, *Knies und das Irrationalitätsproblem*, in: WL S. 42-145. 松井秀親訳「ロッシャーとクニース」(+)および(二)、社会科学セミナーに「Ⅱ・Ⅲクニースと非合理性の問題」

味論的視角もそれぞれそこに見い出すことができる⁶⁾。しかしながら、このクニース論文ではなおこの二つの視角を結合させる方向は必ずしも明確化されてはいなかったし、しかもウェーバーが自己の方法論を論じ始めた時の出発点としたリッカートの方法論的枠組の完全な相対化もなおなされてはいなかった⁷⁾。この二つの課題を錯綜とした形ではあるが果す方向を示したのが、シュタムラー論文にはかならない。

II 三つの自然概念

後にも述べるように、シュタムラー論文でウェーバーが批判の対象としたシュタムラーの「経済と法」の主要な論点の一つは、自然科学から区別される独立した科学としての社会科学の存立の可能性の検討にあった。そのため、ウェーバーはシュタムラーの見解を検討するためには前もって自然という言葉の意味を考えなければならないと述べ、三つの自然概念とそれに応じた三種類の自然科学と非自然科学の区分の仕方を提示している⁸⁾。

第一の概念規定は認識対象の性質に従ってなされる。たとえば、生命体の世界とそれを含まない世界を区別し、後者を自然と指定することができる。この場合にはたとえば生物学は生命体を扱う以上、非自然科学に属する。あるいは、生命現象は自然に含めるが、心的現象は含めないという考え方もありうる。そうすると生物学は自然科学に属するが、心理学は属さないことになる。さらに

として収録。(以下、「I ロッシャーと歴史的方法」と区別してクニース論文と呼ぶ。)このクニース論文の執筆は安藤英治氏の推測されているように、1904年のいわゆる客観性論文 Max Weber, Die »Objektivität« sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, よりも後になされたと思われる。安藤英治, 「マックス・ウェーバー研究」1965, 178ページ註(21)。

6) たとえば理解概念および意味概念に関しては, WL S. 67 ff., 69. 松井秀親訳「ロッシャーとクニース」(→138ページ以下, 142ページ。経験規則 Erfahrungsregel という形で目的合理的行為の公式を追求した箇所として, WL S. 127 f. 松井訳同上(→117ページ以下。リッカートおよびディルタイと対比させつつ「ロッシャーとクニース」を論じた示唆に富む文献として, 近藤潤三, ウェーバー理念型論の方法論的前提, 「法学論叢」第97巻第4号, 第5号, 1975。

7) 「ロッシャーとクニース」の次の箇所を参照されたい。WL S. 12 Anm. 1), 126. 松井訳「ロッシャーとクニース」(→30ページ註(22), 同(→115ページ以下。

8) WL S. 321 f. 松井訳「R・シュタムラーにおける唯物史観の『克服』」33ページ。

もう少し自然領域を拡大して、心的現象一般をも自然に含めるが、ただしその場合に人間固有の精神生活とその産物は心的現象からは除外するという立場もありうる。この時には、心理学も自然科学に属し、精神生活とその産物、一般的に言えば文化を対象とする科学（たとえば文化人類学や文化史）のみが非自然科学になる。ともあれいずれの規定をとるにしても、ここでは対象の性質に従って自然の領域が確定され、それに応じて科学区分も行なわれることになる。

自然の第二の概念規定はリッカートの方法論に従ってなされている。（ただしウェーバーはここではリッカートの名を明示してはいない。）リッカートによれば、経験的实在 *empirische Wirklichkeit* はそれ自体としては内包的にも外延的にも無限であるが、この無限性を克服し認識を可能にする考察様式として、自然法則を定立しましたそれに従って対象を考察する一般化的方法と、認識対象の唯一独自性の認識を目ざす個性化的方法の二つがある。前者が自然科学の方法であり、後者が歴史学の方法である。自然概念もこの方法に応じた形で規定される。すなわち、一般化的方法で考察される場合には対象は自然になるが、個性化的方法によって考察される場合には歴史になるのである⁹⁾。

さて、第二の概念規定で注意されなければならないのは、自然科学であれ歴史学であれ認識対象はいずれにおいても経験的实在であるということである。つまり、ここで問題になっている科学は、ウェーバーによればいずれも経験的——因果的説明 *Erklärung* を目ざす経験科学であり、当為 *Sollen* を扱う規範科学はここでの科学区分の枠外にあるのである。たとえば、論理学や数学、美学といった学問、また法教義学や神学での教義学といった学問はここでは経験科学としての自然科学と歴史学のいずれにも属さないのである。

9) *Ibid.*, S. 322. 松井訳33ページ。リッカートは次のように述べている。「経験的实在は、われわれが普遍を顧慮しつつ考察するならば自然になり、特殊を顧慮しつつ考察するならば歴史になる。」Heinrich Rickert, *Die Grenzen der naturwissenschaftlichen Begriffsbildung*, 1 Aufl., 1902, S. 255. ただし価値関係が導入されることによって、歴史は次のように規定し直される。「实在は、特殊がその唯一独自性によって、意欲し評価する存在に対して有する意義 *Bedeutung* が顧慮されて歴史になる。」*ibid.*, S. 355. リッカートからすれば、ウェーバーの「経済と社会」は社会の一般化的考察の一例であり、彼の考える歴史学とは異なった考察様式を有する。Rickert, *Grenzen*, 3 u. 4 Aufl., 1921, S. 200 Anm. 1.

第三の規定はこの規範科学を考慮に加えることによって成立する。ここでは、ウェーバーによれば、判断カテゴリーの相違に基づいて科学が経験科学と規範科学に分けられる。前者の判断カテゴリーが存在 Sein であり、後者のそれが当為である。第二の自然概念規定が自然対歴史という対立図式で表わせるとすれば、第三の規定は存在 (= 自然) 対当為という図式で表わすことができる。ややスコラ的な言い方をすれば、因果性のカテゴリーを用いて研究する科学はすべてここでの規定における自然科学になり、非自然科学として残るのは規範科学でしかない¹⁰⁾。ウェーバーは、シュタムラーは存在と当為とを混同していると考えていたから¹¹⁾、続く規則概念の分析に際しても、存在対当為という第三の規定を貫くことが目ざされている。

III 規則概念の分析

ウェーバーがシュタムラー論文で規則概念をとり上げたのは、それがシュタムラーの「社会生活」概念と関係しているからである。「経済と法」においてシュタムラーが扱った基本的な問題の一つは、人間の織りなす社会生活と自然との間には根本的な相違があるのかどうか、またそうしたものとすれば社会生活独自のメルクマールは何かということであった。そしてこのメルクマールが明らかにされることによって、同時に自然科学とは異なる社会科学の特質も明らかになるとシュタムラーは考えていた¹²⁾。

では、動物の単なる集団生活や植物の群生とは異なるものとしての人間の社会生活の特徴は何なのか。シュタムラーによれば、それは「人間によって作られた、彼らの交際と相互生活についての規制 Regelung」¹³⁾である。これはまた、「人間の相互的行動の外的規制」あるいは外的規則 äußere Regel¹⁴⁾とも呼

10) WL S. 322. 松井訳33ページ。

11) *Ibid.*, S. 304, 358. 松井訳19, 63ページ。

12) Stammer, WR S. 4 ff., 77. vgl. Oakes, Introductory essay, in: Max Weber, *Critique of Stammer*, tr. by Guy Oakes, p. 1-3.

13) WR S. 83.

14) *Ibid.*

ばれる。つまり、人間だけのものである「社会生活とは、外的に規制された共同生活なのである。」¹⁵⁾ここで外的規則と言われるものの意味をシュタムラーはロビンソン・クルーソーを例にして説明している¹⁶⁾。

シュタムラーによれば、ロビンソンが島に一人である間はもちろん社会生活は存在しない。農耕や牧畜といった経済活動を彼が行なっている場合でも、それは彼の家計上の技術にすぎない。つまりこうした生活は技術学＝自然科学的考察の対象にしかない。彼がフライデーを救い、そしてフライデーが彼に対して「あなたは私の主人です」という意志表示を何らかの形で行なった時に、すなわち両者の間に主人——従者関係が何らかの形で外的に成立した時に、はじめて社会生活が始まる。言いかえれば、主人——従者という規範的關係が成立してはじめて社会科学の考察が始まりうるのである。その際、関与者の動機は問題にならない¹⁷⁾。フライデーがどういう動機でロビンソンの命令に従ったかは、外的規則という概念にとってはどうでもよい。外的規則は、関与者が眼に見える形でそれに従うならばその定義が満たされている。したがって、規範的規則が外的に存在していればそれで社会生活は成立しているのであり、社会科学はまさにそうした社会生活を独自の認識対象として有するのである。言いかえれば、社会科学の固有の認識対象は規範以外の何ものでもないのである¹⁸⁾。

ウェーバーは、社会科学にとって意義を有する規則概念としては規範しか認めないシュタムラーのこうした狭い見解には満足しない。何よりも規則という言葉も自然という言葉同様多義的であるから、その多義性自身がまず明らかにされなければならない。

15) *Ibid.*, S. 84.

16) *Ibid.*, S. 105 f.

17) *Ibid.*, S. 99. ただし、シュタムラーは経済活動が完全に社会科学の対象から排除されたと考えていたわけではない。外的規則の下に置かれない限りは、技術的考察の対象にしなければならないと考えていたのである。そしてこの外的規則が社会生活の形式 Form であり、その下にある場合に経済は質料 Materie (社会経済) になると彼は考えていた。WR S. 143.

18) シュタムラーの言う外的規則はもちろん法だけでなく、道德・慣習等を含む。WR S. 85. ただし、社会生活の純粋形式はあくまでも法が形成する。WR S. 120 f.

まず最初に二つの規則概念が提示されている¹⁹⁾。

一つは規則性 *Regelmäßigkeit* としての規則である。ウェーバーによれば、これは「因果関係に関する普遍的な言明としての規則」であって、自然科学における自然法則や、「人は必ず死ぬ」といった経験的命題がそうしたものである。

もう一つは、シュタムラーが念頭においていた規範 *Norm* としての規則である。先の規則性が存在に関する普遍的言明であるとするれば、規範は当為に関する普遍的言明である。つまり、さまざまな事象を、論理的・倫理的・美的等の観点から価値判断する場合の基準がここでは考えられているのである。

この二つの規則概念に関しては、存在対当為という先の第三の自然概念の規定での二分法が貫かれていると言えよう。しかしウェーバーはさらに第三の規則概念を導入する。行為の格率 *Maxime des Handelns* と呼ばれるのがそれである²⁰⁾。

ウェーバーもシュタムラー同様、ロビンソン・クルーソーを例にあげてこの格率概念を説明している。ウェーバーによれば、ロビンソンはその生活環境に応じた合理的な経済活動を行なっているが、このことは彼が財の獲得と使用とを特定の規則、特に経済的規則の下に行なっていることを意味する。たとえば、耕作をし収穫物を消費と種まき用に分けるといった経済活動をロビンソンが行なう場合、彼は明らかに特定の経済的規則の下にそれを行なっているのである。行為の基準となるこうした規則をウェーバーは行為の格率と呼んでいる。

さて、ウェーバーによれば、ロビンソンの例を見てもわかるように、規則概念と社会生活との結びつきは、シュタムラーが考えていたような必然的なものではない。つまり、ロビンソンは社会生活を営んでいないにもかかわらず彼の

19) Weber, WL S. 322 f. 松井訳34ページ。

20) *Ibid.*, S. 323 f. 松井訳34ページ以下。カントの格率規定をも参照されたい。I. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Ph. B. Bd. 41, 3 Aufl., 1965, S. 19 Anm. 1, S. 42 Anm. 1. 野田又夫訳「人倫の形而上学の基礎づけ」, 「世界の名著——カント」243ページ註1, 265ページ註1。参照, ウェーバー, 松代和郎訳「社会学および経済学の『価値自由』の意味」1976, 37ページ訳註(8)。

生活の基礎にある経済的規則といったものは指摘できるし、道徳規範に関しても事情は同じであって、社会生活を営まないロビンソンの反道徳的行為といったものも考えることができるのである²¹⁾。言いかえれば、社会生活の有無という「規則の因果的な由来は、規則の論理的本質にとってはどうでもよい」²²⁾のである。

しかしこの点に関してはもう少し敷衍がなされなければならない。規則の論理的本質とは何であるかが直ちに問題になるからである。シュタムラーが、規範＝共同生活の外的規則を社会生活の特質とし、経済的規則を技術的考察の対象としか考えなかったのに対し、両者共に社会生活のない孤島でのロビンソンの生活に適用できると述べただけでは批判にはならないであろう。シュタムラーからすれば単なる定義の相違ということになってしまうだろうから²³⁾。それ故、そうした批判ではなく、規範と規則性の区別を社会科学と自然科学の区別にまで延長してしまうシュタムラーの恣意性自体が批判されなければならない。言いかえるならば、規範も規則性も共に同じ土俵での経験科学的な取り扱いが可能であることが示されなければならない。その鍵となる概念が格率であり、規範も規則性も共に格率に転化しうることが示されることによってこの課題が果されることになる。

まず規則性についてウェーバーは次のような例をあげている。

「たとえば、機械の諸部分の協働は、〈人間によって設定された規則〉に従っているが、その〈論理的な〉意味は、暴力によってつながれた轡馬、奴隸、あるいは最後に、工場における〈自由な〉人間労働者といったものの協働が〈人間によって設定された規則〉に従っているのと同じである。というのは、最後の例で言えば、労働者を全メカニズムにつなぎとめておくのがきちんと計

21) WL S. 324 Anm. 1. 松井訳38ページ註(9)。

22) *Ibid.*, S. 324. 松井訳35ページ。

23) 実際シュタムラーはウェーバーの批判をそうしたものとしてしか見ていなかったように思われる。Stammler, WR 3 Aufl., 1914, S. 671 ff. Anm. 232 特に S. 672 第4項(規則概念に関する項)でのウェーバーへの反論を見られたい。

算された〈心理的強制〉であり、——中略——それに対して物的な機械部分では機械の物理的・化学的特質によってそれぞれがつなぎ合わされているのだが、いずれの場合でも〈規則〉概念の意味に関しては何らの相違を形成するものではないからである。』²⁴⁾

ここで言われている規則概念の意味については、しかしウェーバーはもう少し展開している。

労働者が、衣食や暖を手に入れるためには「工場の事務室できまり文句を言うか、（法学者の言う労働契約にとっては普通の）他のある種の仕草をし、その後すぐに工場のメカニズムに従って一定の筋肉運動を」しなければならないと考えると、また「こうした事すべてを行なえば、定期的に一定の形をした金属片もしくは紙切れを得るチャンスがあり、そしてこの金属片もしくは紙切れが他人に渡ることによって、パンや石炭・ズボン等を手に入れることができる」（傍点引用者）と考えると、あるいは「もしもこの手に入れたものを誰かが彼から奪い取ろうとすれば、彼の呼び声に応じてある程度確実にとんがり兜をかぶった人が現われ、その品物が再び彼の手に戻る手助けをしてくれる」（傍点引用者）と考える——労働者のこうしたもろもろの観念を「工場主は人間の筋力が協働する場合の因果的な決定要因として考慮するのだが、その仕方は、機械を構成している素材の重さ・堅さ・弾性その他の物理的性質——中略——を考慮するのが全く同じなのである。』²⁵⁾（傍点引用者）

労働者の心中での一連の心理事象と機械の有する物的性質という一見したところ全く異質なものが、工場主が考慮するものとしてある限りで、したがって工場主の行為の格率としてある限りで等価物として機能する。言いかえれば、工場主が経験上知っている規則性は、それ自体としては心理事象の規則性であ

24) Weber, WL S. 325. 松井訳35ページ以下。

25) Ibid. 松井訳36ページ。ここでウェーバーが「紙幣」「硬貨」「警官」と言わずに、「紙切れ」「金属片」「兜をかぶった人」といった表現をしている点に対しては、ウェーバーは「主観的に思念された意味」を考慮することを忘れ、外的視点をとっているとするウィンチの興味深い批判がある。Winch, *op. cit.*, p. 117-118 森川真規雄前掲訳書143ページ以下。

ったり物的なもののそれであったりするが、いずれも行為格率に転化することによって同一の次元で論じることが可能になる。それ故、先に言われた規則の論理的意味とは行為格率のそれにほかならず、またこの格率においてこそ心理的とか物的とかいった規則の因果的な由来も問題にならなくなるのである。さらに行為者自身もそうしたものを知る必要はない。

たとえば、先の例での「金属片」や「紙切れ」の働きを思い起こしてみよう。ウェーバーによれば、金属片や紙切れが貨幣の機能を何故果すことができるのか、何故そうした事態が生じたかを現代人は知る必要はない。それは自分の足がどのようにして自分を歩ませるのかを知る必要がないのと全く同じである²⁶⁾。重要なのは、人間の心理にせよ機械という物的なものにせよ、これこれの事をすればかくかくしかじかの反応・結果が現われる規則性が経験的事実として存在すると行為者自身が考えるということである。言い換えれば、規則性が経験的事実として行為者にとっては存在することによって、この規則性は行為の格率に転化しうるのである。

次に規範も行為の格率に転化しうることを示される。たとえば「規則正しい消化」という命題を考えてみる。人が「私の消化は規則正しい」と述べる場合、そこで語られているのは消化についての経験的な規則性である。しかしなんらかの障害が生じて消化が不規則になり、それ故規則正しい消化が目ざされた場合には、消化の規則性は自然的事実としてではなく、追求さるべき規範になる。さらに人がこの規範に従って薬を服用するとすれば、規範は行為の格率に転化したことになる²⁷⁾。

こうして、存在と当為の対立に基づく規則性と規範の二分法は、両者共格率に転化しうることを示されることによって解消される。シュタムラーのようにあらかじめ社会生活を規範関係と同一視し、それに含まれない規則概念（規則性）を社会科学の固有の対象から排除するというのではなく、因果的由来から

26) WL S. 327. 松井訳37ページ。vgl. WL S. 473 林道義前掲訳書90ページ以下。

27) WL S. 328 f. 松井訳38ページ以下。

すれば相異なる諸々の規則概念をいったん格率概念に転化することによって、そこから逆に自然とは区別される人間行動の特殊性を見い出そうとする方向がここでは示されているのである。しかも格率概念において行為者の主観とその行為との関係という存在の次元に焦点がすえられたことによって、人間行動の統一的な経験科学的取り扱いの可能性もまた示されることになったのである²⁸⁾。そうした意味で、この格率概念に理解社会学の方法意識そのものが見い出せると言えるだろう。しかしこの点がより明確化されるのも、格率概念を検討したところでは不明瞭であった規範科学的取り扱いの問題が論じられるのも次の意味論においてである。

IV 第四の自然概念——意味論の形成

シュタムラー論文におけるウェーバーの意味論を検討するためには、ここでもまずシュタムラー自身の意味論を見ておかなければならない。ある意味でシュタムラーの議論にウェーバーが触発されているとも言えるからである。

先にも述べたように、シュタムラーは社会科学の固有の対象を「外的に規制された社会生活」に見ていた。彼は別のところではこのことを「意味」 Sinn とかかわらせて説明している²⁹⁾。

シュタムラーのあげている例は、今まで全く社会関係を結んではいなかったヨーロッパの船員とアフリカ土人が行なう交換行為である。彼によれば、この交換行為の本質を決定するのは、両者が品物を交換する際に行なう筋肉運動や、彼らの品物の在り場所が変わることなどの外的に知覚できる出来事なのではない。重要なのは、「両者の言葉が通じなくとも法的な営みとしてある二人の間の談合と取り決めとしての交換」というこの行為の意味なのである。つまり、

28) 経験的な規則性に関する格率は目的格率 Zweck-Maxime, 規範に関する格率は規範格率 Norm-Maxime と呼ばれる。WL S. 334, 336. 松井訳43, 45ページ。この目的格率と規範格率が「社会学の基礎概念」での目的合理的行為と価値合理的行為という行為の二類型の一つの原型をなすものと思われる。Wirtschaft und Gesellschaft, S. 12. 清水前掲訳書39ページ; 阿閑・内藤前掲訳書40ページ。

29) Stammer, WR S. 103 f.

今後は「お前が私の物をお前の物として所有してよく、また私はお前の物を私の物として支配するつもりである」というこの行為の意味がその本質を決定しているのである。シュタムラーはこの意味なるものを直ちに権利と義務の規則として、すなわち両当事者を拘束する規範的規則として考えている。しかもこの規則は行為の時点にだけ有効というのではなく、その終了後も当事者を拘束し続けるものとしてあるとされる。こうして「彼らは今や、彼らの社会的結びつきを形成する一つの規則を作り上げるのである。」ヨーロッパの船員とアフリカ土人は規範的意味を有する交換行為を行なうことによって社会生活を形成することになる。こうしてシュタムラーによれば、意味＝規範＝社会生活という等置関係が成立することになる。意味に関して言えば、社会生活なき意味というものは考えられないことになるのである。

ウェーバーは、交換行為はその意味なくしては不可能だし概念としても考えられないという点では、シュタムラーの議論を一応は認めている。しかし同時に、「外的に知覚できる出来事」と「意味」との関係を「シンボル」と「意味」との関係に置きかえ、その上でシュタムラーの見解を規則概念の場合と同様に狭すぎるとして批判している。つまり、外的に知覚できる出来事がシンボルとして役立つ事情が社会関係の本質的な前提の一つであることはウェーバーは認めるが、しかしさらに「〈外的なしるし〉が〈シンボル〉として役立つという事情は——中略——社会関係にのみ本質的な前提なのだろうか」³⁰⁾と彼は問う。もちろんそうではない。しおりの例をウェーバーはあげている。

「私が〈しおり〉を本の間にはさむとする。そうすると、この行為の結果について、後に知覚できるのは明らかに〈シンボル〉のみである。つまり、ここで細長い紙ないしは別のものが二枚の紙の間にはさまれたという事情は一つの意味 *Bedeutung* を有しており、それを知らなければ、しおりは私にとっては役に立たずまた無意味であろうし、この行動自体因果的に〈説明できない〉であろう。しかしここには何の〈社会〉関係もないではないか。」³¹⁾

30) Weber, WL S. 331 f. 松井訳41ページ。

さらにロビンソン・クルーソーの例がここでも用いられている。切ろうと思う木にしるしをつけたり、将来の飢えを防ぐために穀物を区分けしたりといったロビンソンの行為についても、外的に知覚できる出来事だけが行為のすべてでもなければ本質を形成しているのでもない。ここでもロビンソンの行為の有している意味 Sinn がこの行為に一つの性格つまり意義 Bedeutung を与えるのである。そしてもちろんここにも社会生活は存在しない³²⁾。

したがってウェーバーからすれば、外的に知覚できる出来事とその意味を「シンボル——意味」関係でとらえる限りでは、社会生活の有無は前提としては問題にはならない。たとえば、会話に意義 Bedeutung を与えるのはその際聞きとれる音声それ自体ではなくて音声の有している言葉の意味 Wortbedeutung であり、また、印刷された文字の存在に意義を与えるのもこの文字の姿を形づくっている紙にしみ込んだ黒いしみではなくてこの文字の有している音声の意味 Lautbedeutung であるという事情は、先のしおりやロビンソンの行為、さらには交換行為におけるシンボル——意味関係と等価なのである³³⁾。このシンボル——意味関係にウェーバーは第四の自然概念の規定への手がかりを見い出している。

「われわれは、対象や事象に〈表現されている〉のを見る〈意味〉Sinn を、われわれがこの〈意味〉を捨象した後に残る対象や事象の構成部分から思考の上で区別してみよう。そして意味の捨象された構成部分にのみ着目する考察を〈自然主義的〉考察と名づけてみよう。——そうするとわれわれは先に述べた三つの自然概念とは完全に区別される別の〈自然〉概念を得ることになる。

この場合には、自然は〈無意味なもの〉 das Sinnlose である。より正しく言えば、ある事象はわれわれがそれに対して〈意味〉Sinn を問わない場合に〈自然〉になるのである。しかしもちろんのことだが、無意味なものとしての

31) *Ibid.*, S. 332. 松井訳41ページ以下。

32) *Ibid.* 松井訳42ページ。

33) *Ibid.* 同上。

自然に対立するのは〈社会生活〉ではなくて〈有意味なもの〉 das Sinnvolle, すなわちある事象や対象に付与され、その中に見い出されうる〈意味〉なのである。つまりそれは宗教教義内での全世界の形而上学的な〈意味〉からはじまって、狼が近づく際にロビンソンの犬が吠えることが有している〈意味〉に至るまでの〈意味〉を含むのである。』³⁴⁾

第四の自然概念はこうして自然対意味という形で提示される。しかしここで示された意味概念は「全世界の形而上学的な意味から犬が吠えることの有する意味までを含む」という言明からもわかるようになお多義的であり、かつどのような科学的取り扱いと結びつくのかも明らかではない。ウェーバーはしかしここでも先の存在対当為（経験科学対規範科学）という二分法を貫こうとしている。

彼によれば、意味は二通りのやり方で扱われうる。一つは意味の教義学と呼べるものである。たとえば、交換の当事者の行動やロビンソンの経済的行為が首尾一貫性を有しなければならないとすれば、それはどのようなものでなければならないかを問う立場がそれである。つまり、「われわれは——中略——一定の事象が、実際にはいちいち明瞭には考え抜かれずぼんやりとしか頭に浮んでいないような〈意味〉と観念の上で結びついて現われるという経験的事実から出発し、しかしすぐにこの経験の領域を去って、当事者の行為の〈意味〉を思考の上でどのように構成すれば内的矛盾を持たない構造物が成立するのかと問うことができる。』³⁵⁾ たとえば、ロビンソンの経済行為に関してそれを行なっているのが限界効用理論である。したがって、意味の教義学とは実際には意味の理念型を作り上げることにはかならない³⁶⁾。ウェーバーの後年の用語で言えば、ここでは客観的に妥当する意味が探求されることになるとも言えるだろう。

34) *Ibid.*, S. 332 f. 同上。

35) *Ibid.*, S. 333. 松井訳42ページ以下。

36) *Ibid.*, S. 335. 松井訳44ページ。

他方、意味の経験科学的取り扱いとしては次のようなものが考えられる。それは、上の意味の教義学において成立した意味の理念型が行為者によって実際に意識されていたかどうか、意識されていたとすればどの程度そうなのか、意識されていなかったとすれば行為者は他のどんな意味をその行為にこめていたのか、あるいはそもそも何らかの意味をそこにこめていたのか、そういったものを問うやり方である³⁷⁾。この立場からすれば、行為者がたとえば交換という行為を自分にとって義務的意味をもつものとみなして行なった場合には規範格率が成立したことになる。あるいはそうではなくて、行為者がある目的を持ち、経験的な規則性から見て、交換をその目的のための手段として適切だとみなして行為した場合には目的格率が成立したと言える。こうしたウェーバーの言明を見るならば、意味の経験科学的取り扱いとは、先の行為格率の検証にはかならないことは明らかである。言い換えればここでの意味とは実は格率にはかならないのである。

意味が行為に対してどのような作用を果たしたかを行為者の主観の次元で問う意味の経験科学的な取り扱いが示されたこの個所で、事実上「主観的に思念された意味」のカテゴリーが形成されたと言えよう³⁸⁾。と同時に、格率を論じたところではまだ不明確であった規範科学的取り扱いが、意味の教義学＝客観的意味の確定として明確化されたことによって、第三の自然概念での存在対当為という二分法は、「主観的に思念された意味」対「客観的に妥当する意味」という形で貫かれたのである。

しかし、この帰結は直ちに自然対意味という第四の自然概念と存在対当為という第三の自然概念の関係を問わせることになる。ウェーバーは経験科学としての社会科学の立場から次のように述べている。

「〈社会生活〉を経験的存在として説明しようと望む者は、教義の上で存在すべきものの領域への思考上の飛躍を行なうことは許されない。〈存在〉の領

37) *Ibid.*, S. 334. 松井訳43ページ。

38) Vgl. Raymond Aron, *op. cit.*, p. 246-247.

域では、われわれの交換という例でのあの〈規則〉は、因果的に説明できそして因果的に作用する、両交換者の経験的な〈格率〉の意味でしか存在しないのである。

先に述べた第三の自然概念からすればこのことは次のように表現できるだろう。すなわち、外的事象の〈意味〉 Sinn もその経験的存在が反省されるならば〈自然〉になると。というのは、その場合にはまさに外的事象が教義として持っている〈意味〉が問われるのではなく、むしろ登場人物が具体的にこの外的事象に結びつけたかあるいは認識可能なメルクマールからすれば結びつけたかのように思われる〈意味〉が問われているからである。³⁹⁾

自然と対立するものとしてあるはずの意味が経験科学の対象となる限りでは再び自然と化してしまう。このいささか逆説的な関係は存在対当為という二分法が固守されている限りは断ち切ることはできない。しかし、まさにこの逆説的な関係においてのみ、因果的由来からすれば相違するはずの規則性と規範とが共に行為の格率として、統一的にしかも経験科学の対象として取り扱われることが可能となったのである。

V シュタムラー論文の意義

以上、やや逐語的に、シュタムラー論文における規則概念・意味概念を検討してきた。最後に、理解社会学の方法意識の形成にとってのこの論文の意義を総括的に考えてみたい。

最初にも述べたように、理解・意味・行為・規則といった概念はシュタムラー論文以前にも検討されてはいた。しかしそれらはなお個々に検討されたにとどまっており、統一された形で論じられることはなかったのである。それに対して、シュタムラー論文は、格率概念を提起し、それと意味概念とを結びつけることによって、「主観的に思念された意味によって規定された行動」という理解社会学の基軸をなす行為概念をはじめて事実上提起しえたのである。言い

39) WL S. 336 f., 357. 松井訳45, 62ページ。

かえれば、意味論と行為論を結合することによって、ウェーバーの従来の方法意識からすれば決定的に新たな地平を開いたのである。

ところで、この新しい地平の開拓は、それ以前にウェーバーが立脚していたリッカートの方法論的枠組の自覚的な相対化をも伴っていた。彼が諸々の自然概念の検討に際して、自然対歴史という形で規定される第二の自然概念を、たとえばクニース論文におけるように、概念構成の論理的特質として方法論の基準にする⁴⁰⁾ということをし、さらに第三・第四の自然概念を提示することによってその完全な相対化を行なっていることにこのことは明白に現われている。同時に、より重要なことであるが、経験科学の認識対象として意味世界が指定されたことは、文化科学の認識を基礎づけるものとしてとりわけ客観性論文において強調された価値関係論にも変化をもたらすことになった。なぜならば、シュタムラー論文で提示された「意味」は、ウェーバー自身認めているように自然的存在としてある意味なのであり、またそうしたものとしてのみ経験科学の認識対象となりうるからである。だとするならば、文化意義 *Kulturbe-deutung* の認識の前提としての価値の関係づけはもはやその本来の機能を果しえないだろう。認識対象はそうした価値性とは無縁の世界なのであるから⁴¹⁾。

40) WL S. 125 f. 松井訳「ロッシンジャーとクニース」(同、115ページ以下。

41) たとえば、客観性論文での次のような「文化意義」の規定と、先のしおりや語の意味の規定とを比較されたい。「われわれは生の諸々の現象をその文化意義において認識しようと努める諸学科を〈文化科学〉と名づけた。ところで、ある文化現象形態の意義とこの意義の根拠とは、法則概念の体系がどれほど完全であっても、その体系から引き出され根拠づけられ了解されるものではない。というのは、その意義は文化現象の価値理念への関係づけを前提とするからである。文化という概念は一つの価値概念である。」WL S. 175. 出口勇蔵訳「社会科学および社会政策の認識の『客観性』」、『世界の大思想3 ウェーバー、政治・社会論集』1968、77ページ；富永祐治・立野保男訳「社会科学方法論」岩波文庫、51ページ。さらに次の箇所も参照のこと。WL S. 177, 177 f. 出口前掲訳書78ページ以下、79ページ；富永・立野前掲訳書54、55ページ。なおシュタムラー論文ではこれまで引用した文章からもわかるように、*Bedeutung* と *Sinn* がなお併用されているが、さらに、WL S. 343, 351, 352, 353. 松井訳51, 57, 58, 59ページのそれぞれの *Bedeutung* の用法を見られたい。「理解社会学のカテゴリー」ではしかし *Bedeutung* は二度しか使われていない。(いずれも「意味変更」*Bedeutungswandel* という形で使われている。) WL S. 444, 472. 林前掲訳書50、89ページ。「社会学の基礎概念」では「歴史的意義」*historische Bedeutung* という形で一度しか用いられていない。*Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 3. 清水前掲訳書13ページ；阿閉・内藤前掲訳書12ページ。以上、Oakley, *op. cit.*, p. 49 n. 14 の指す

それ故、価値関係はシュタムラー論文以降方法論における重要性を喪失し、遂には、単なる定義づけとほぼ同義に用いられるようになる⁴²⁾。

こうして、シュタムラー論文は、意味論と行為論とを結合し、意味によって担われた行為世界を自然的存在の世界と指定することによって、経験科学的社会認識としての理解社会学という新たな方法意識への突破口となったのである。

(1980年7月稿)

〔補註〕 シュタムラー論文における教義学的考察と経験科学的考察の峻別に焦点をあてて論じたものとして、望月哲也、マックス・ウェーバーにおけるシュタムラー批判の立場と社会学、「社会学評論」, 83号, 1970年, を追記しておく。

／＼摘に基づく。このように Sinn へと語法が統一されていった背後には、明らかに客観性論文における文化意義とは異なる意味概念への自覚があったと考えるべきであろう。ディーター・ヘンリッヒはその著書, Dieter Henrich, *Die Einheit der Wissenschaftslehre Max Webers*, 1952, S. 72 ff. でウェーバーの意味概念を検討しているが、以上指摘した点に対する考慮が全く欠けている。同様に安藤英治氏も、シュタムラー論文で提示された意味概念を客観性論文における文化意義と混同されているように思われる。安藤英治, 前掲書 178 ページ註④。この点に関する安藤氏への批判としてはすでに近藤氏のものがある。近藤潤三, 前掲論文(一), 70 ページ註⑧。

- 42) 「国王, 官吏, 経営者, 売春婦の情夫, 呪術師などの行なうことが最初にわかっていなければ, すなわち, いかなる類型的行為が——中略——分析にとって重要であり問題になることになるのか, それが最初にわかっていなければその分析に手を着けることはできない。(リッカートのいうところの〈価値関係〉)」Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 8. 清水前掲訳書, 29 ページ; 阿閉・内藤前掲訳書, 29 ページ。vgl. *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 Aufl., 1976, Erläuterungsband von Johannes Winckelmann, S. 11.